

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ & A

令和元年5月29日改訂版

○ 本Q & Aについて

理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則については、平成11年にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われませんでした。この間、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化し、さらに、学校養成施設の増加によって、臨床実習の在り方の見直し等が求められていました。このような状況を踏まえ、質の高い理学療法士及び作業療法士を育成するため、平成29年6月から「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」を開催し、同年12月25日に報告書を取りまとめ、平成30年10月5日に理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則を改正するとともに、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインを定めました。

本Q & Aについては、平成30年10月5日にお示しした理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに基づき、具体的な考え方の例を整理したので、下記の事項にご留意願います。

○ 目次

【I. 2 一般的事項について】	2
【II. 3 教員に関する事項について】	4
【III. 5 授業に関する事項について】	12
【IV. 6 教室及び実習室等に関する事項について】	20
【V. 7 教育上必要な機械器具等に関する事項について】	21
【VI. 8 実習施設に関する事項について】	25

○ 改訂履歴

- ・平成30年10月5日作成
- ・令和元年5月29日改訂 ※●以下の項目を追加

【Ⅲ. 5 授業に関する事項について】

○ 臨床実習の時間について

問Ⅲ－1 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間以外に行う学習等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすることが明記されたが、これは現行の実習にも適用されるものか。(P. 3)

(答)

実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすることは、現行の実習にも適用される。尚、「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」で行ったアンケートにおいては、臨床実習において実習時間外での課題が恒常的に与えられるなどにより、実習生の負担となっている実態が明らかになったことから、養成施設及び実習施設双方で十分にご留意いただきたい。

問Ⅲ－2 今回、臨床実習については1単位を40時間以上の実習をもって構成することとされたが、例えば作業療法の場合、臨床実習総単位数と総時間数は22単位880時間と考えるのか、その他の学習時間も含め990時間と考えるのか。(P. 3)

(答)

実験、実習及び実技の単位数の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例により、30時間から45時間の範囲で定めることとしている。今回、臨床実習については40時間以上と定めたことから、作業療法の総時間数22単位の場合、臨床実習については、880時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間以外に行う学修等がある場合には、990時間の範囲で定めること。

尚、指定規則第1条第3項において、「教育の内容は別表第1に定めるもの以上であること」としていることから、臨床実習の単位を規定よりも多く設定することは問題ない。

問Ⅲ－３ 実習時間外に行う学修等には、実習期間中の予習、復習、報告書作成などの時間に限定されるのか。実習前、実習と実習の間、実習後の課題も含むのか。(P. 3)

(答)

実習時間外に行う学修等のうち、45 時間以内を含むものは、実習期間中に実習時間外に行う学修（自己研鑽を除く）及び臨床実習前後の評価であること。

○ 「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」について

問Ⅲ－４ 「臨床実習前の評価」、「臨床実習後の評価」に関しては、どの程度の単位数が想定されているか。また、評価基準は養成校ごとに定めても良いか。(指定規則)

(答)

臨床実習前後の評価は、指定規則において臨床実習の単位に含むこととしており、その評価方法及び単位数（評価時間）等については、養成校の定めるところによる。尚、臨床実習前後の評価は、特に総合臨床実習に関する教育結果を判定することを目的としていることから、その目的を達成できるように努めること。

問Ⅲ－５ 学内での臨床実習前評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、学校養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。(指定規則)

(答)

「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」では、臨床実習前評価で達すべき一定水準について十分な結論が得られなかったことから、今回の改正ではその水準について示していない。臨床実習前評価の内容や達すべき水準及び判定結果に基づく対応等については、新カリキュラムの適用がされた以降、検証することが必要と考える。

尚、臨床実習前後の評価は、特に総合臨床実習に関する教育結果を判定することを目的として新たに加えられたことから、実習生の技術等に関して、実習前に実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認し、その評価を踏まえた教育を臨床実習施設で行い、その判定を臨床実習後の評価等で行うことが望ましい。

● 専門基礎分野について

問Ⅲ-13 現在、自動体外式除細動器（AED）の使用に関する演習を基礎分野の科目において1コマ行っている。専門基礎分野において「救急救命の基礎」が必修化されたが、この自動体外式除細動器（AED）の使用に関する内容をシラバスに明記すれば、この1コマの演習をもって「救急救命の基礎」とみなすことは可能か。（指定規則）

（答）

救急救命の基礎は専門基礎分野に含むこととしていることから、基礎分野の科目で自動体外式除細動器（AED）の演習をおこなったとしても、「救急救命の基礎」を履修したとみなすことはできない。

○ 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習

問Ⅲ-14 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習は1単位以上行うこととあるが、臨床実習に関する単位の2単位増加分をすべて訪問・通所リハ実習に充てても良いか。また、実習内容として規定されているものはあるか。（指定規則）

（答）

1単位以上行うこととしていることから、2単位を充てることは問題ない。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習内容を特別に規定するものは無いが、ガイドラインの8実習施設に関する事項（6）～（8）及び、ガイドラインの別添1に定める臨床実習の「教育の目標」を達成できるように努めること。

<参考>

8 実習施設に関する事項

- （6） 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。尚、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。
- （7） 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。
- （8） 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。

(別添1) 教育の目標

社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。

また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。

問Ⅲ-15 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習のための施設基準は新たに設けられるのか。また、実習施設登録の為の準備はどの様に進めれば良いのか。(指定規則)

(答)

施設基準は特に設けない。通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行っていることが分かるようにシラバス等に記載すること。また、通所又は訪問を組み合わせることや、分散することは問題ない(例えば毎週月曜日は訪問リハビリ、金曜日は通所リハビリなど)。

問Ⅲ-16 既に登録してある病院等の施設内の通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーション部門での実習の際に、別途施設登録を行う必要があるか。(指定規則)

(答)

別途登録する必要はない。

● 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習

問Ⅲ-17 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習は見学実習でも良いか。また見学実習で良い場合は、ガイドラインの8(3)にある通り、臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることが出来るか(P5)

(答)

見学実習でも良い。ただし、本改正では、地域包括ケアシステムの強化に資する高度医療人材を育成することを目的に臨床実習の単位数を増加したことから、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を見学実習で行う場合においては、教員又は臨床実習指導者が指導することが望ましい。尚、8(2)で実習人員と実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこととし、見学実習はこの限りではないとしていることから、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習においても、例えば実習人員と実習指導者数の対比を5対1とすることは良い。

また、臨床実習指導者は症例を通じて、地域包括ケアシステムにおける通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの役割や、リハビリテーションマネジメント等について実習できるように努めること。

問Ⅲ-18 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習については1単位以上行うこととされているが、これらについて総合臨床実習等で、8単位分のうち1単位(40時間)以上の実習を行う場合には、単位として認められるか(指定規則)

(答)

単位として認められる。ただし、シラバスおよび実習記録等において、1単位以上の実習を行ったことが確認出来るようにすること。

問Ⅲ-19 臨床実習のうち、訪問リハビリテーションに関する実習について、「訪問看護ステーションから理学療法士・作業療法士が訪問する」訪問看護15も認められるか。(指定規則)

(答)

訪問リハビリテーション事業所ではないので認められない。

問Ⅲ－20 「通所リハビリテーション」について、理学療法士及び作業療法士を配置し、リハビリテーション強化型通所介護が展開されている通所介護施設は臨床実習施設として認められるか。(指定規則)

(答)

通所リハビリテーション事業所ではないので認められない。

問Ⅲ－21 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの実習について、介護保険だけではなく医療保険での訪問リハビリテーションも適用となるのか。また、精神科の病院から訪問している精神科訪問看護は認められるか。(指定規則)

(答)

医療保険での訪問リハビリテーションは実習として認められるが、精神科訪問看護は訪問リハビリテーションではないため認められない。

【VI. 8 実習施設に関する事項について】

○ 臨床実習指導者講習会について

問VI-1 厚生労働省が指定する臨床実習指導者講習会はいつから開催されるのか。(P. 5)

(答)

2019年2月から、順次開催している。

問VI-2 厚生労働省が指定する臨床実習指導者講習会は、実施主体に制限はあるのか。(P. 5)

(答)

臨床実習指導者講習会の開催指針を満たしていれば、実施主体に制限はない。ただし、臨床実習指導者講習会を行う場合には、事前に確認依頼書を厚生労働省へ提出すること。

問VI-3 臨床実習指導者講習会の開催指針のうち、講習会世話人は「講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とあるが、講習会を修了した者がいない場合に開催する際の世話人の要件如何。(開催指針)

(答)

厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会または、一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修を修了した者、並びに厚生労働省が同等以上の能力を有すると認められた者とする。

● 臨床実習指導者講習会について

問VI-4 講習会主催責任者、講習会企画責任者、講師の要件は如何。(開催指針)

(答)

指講習会主催責任者、講習会企画責任者、講師（講習会世話人の任を負わず、専ら講義を行う者）については、特段の要件を定めていないが、その者の学識等を勘案し、適切に選定すること。

問Ⅵ－５ 臨床実習指導者講習会の世話人の資格として、教育に関する科目を４単位以上大学、大学院で履修し、卒業・修了した者は認められるか（開催指針）

（答）

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第２条第１項第５号および第３条第１項第４号に該当するものは認める。ただし、これをもって実習指導者になることはできない。

問Ⅵ－６ 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第２条第１項第５号および第３条第１項第４号（教育学に関する科目４単位履修）の適用を受けて臨床実習指導者講習会の世話人になる場合、以下のケースは認められるか。

１）大学・大学院等複数の教育機関で合計４単位履修した場合（それぞれの学校では４単位未満。いずれも本科生であり、卒業・修了している）。

２）大学へ３年次編入し、大学で４単位履修し、卒業した場合。

（開催指針）

（答）

問い合わせのケースについて、臨床実習指導者講習会の世話人としては、いずれの場合も認められる。

問Ⅵ－７ 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第２条第１項第５号（教育学に関する科目４単位履修）の適用を受けて臨床実習指導者講習会の世話人になる場合、申請書類に「氏名及び経歴：別添１（任意様式）」を提出することとされているが、氏名及び経歴に記載する内容は、履修大学（大学院）、履修科目、単位数の記載があればよいか（開催指針様式２）

（答）

講習会実施担当者のうち、世話人の氏名及び経歴には、履修大学（大学院）、履修科目、単位数の記載があれば良い。また、大学（院）が発行する履修証明書を合わせて提出すること。

問Ⅵ－8 臨床実習指導者講習会 16 時間のうち、1つの単元の講義 1 時間を担当した講師が、残り 15 時間の講義を聞き、グループワークに参加した場合、講習会修了としてみなして良いか。(開催指針)

(答)

講習会修了とみなして良い。ただし、1つの講義を担当する場合に限る。

問Ⅵ－9 臨床実習指導者講習会の受講を予定していた者（修了証も事前に準備）が体調不良等で欠席し、急きょ別の者が受講した場合、修了証の追加発行は可能か。(開催指針)

(答)

事前に修了証を発行した者が欠席し、別の者が受講した場合には、事前に修了証を発行した者の修了証の返却を確認したうえで、別の受講者の修了証を発行する。

○ 臨床実習指導者の要件について

問Ⅵ－10 見学実習については、養成施設の教員を臨床実習指導者とすることができることになっているが、評価実習、総合臨床実習等において、臨床実習施設に専任教員が常駐して指導を行う場合は臨床実習指導者として認められるか。(P. 5)

(答)

養成施設が臨床実習施設に専任教員を派遣して、常駐して臨床実習指導を行う場合も、臨床実習指導者とすることはできるが、臨床実習指導者として常駐する期間は専任とは認められない。尚、専任教員が臨床実習指導者を務める場合にも、実習生が診療チームの一員として加わる診療参加型臨床実習を実施することが望ましい。

問Ⅵ－11 教員が臨床実習の指導を行う場合に、臨床実習指導者講習会を受講する必要があるか (P. 5)

(答)

教員の資格を有する者が臨床実習の指導を行う場合に、臨床実習指導者講習会の受講義務はないが、実習調整者や、実務経験の少ない者などは、受講する事が望ましい。

問Ⅵ-12 実習指導者のこれまでの指導経験年数が長い場合（例えば10年以上など）、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会の受講として読替えることはできるか。また、日本理学療法士協会が認定している指導実績や各大学が認定している「臨床教授」等の資格を、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会の受講として読替えることはできるか。（P. 5）

（答）

いずれも読み替えは出来ない。臨床実習指導者の要件は、ガイドラインに示す講習会を修了した者である。

問Ⅵ-13 実習指導にあたる者全員が、実習指導者の要件に当てはまる必要はあるか。また、実習施設に実習指導者の要件を満たす者は1人でもいればよいのか。副担当にもこの要件を当てはまるのか。（P. 5）

（答）

実習指導を行うことが出来るのは、ガイドラインに示す講習会を修了した者であり、すべての臨床実習指導者に受講を求めるものである。尚、実習指導者の要件を満たしていない者は、実習指導はできないが、実習指導者の指導・監督の下、診療チームの一員として実習指導者と一緒に補助的な指導を行うことはできる。尚、ガイドラインの「8実習に関する事項」の（2）に示す通り、実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とする事が望ましいこと。

● 臨床実習指導者の要件について

問Ⅵ-14 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの「8実習施設に関する事項」に実習指導者の要件が記載されており、その一つに「厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」とあるが、厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が主催する以前に厚生省（当時）が主催し、日本リハビリテーション医学会が開催した講習会も該当するか。（P. 5）

（答）

該当する。

問VI-15 平成30年10月5日のQ&A（問VI-7）において、「実習指導者の要件を満たしていない者は、実習指導はできないが、実習指導者の指導・監督の下、診療チームの一員として実習指導者と一緒に補助的な指導を行うことはできる」とされている。実習指導者と一緒に補助的な指導を行うことができる理学療法士及び作業療法士の経験年数は何年以上必要等の規定はあるか。（P. 5）

（答）

補助的な指導を行う理学療法士及び作業療法士の経験年数には特に定めはないが、経験年数に関わらず実習指導者と一緒に補助的な指導を行う必要があること。

問VI-16 ガイドラインの8（2）および（3）において、見学実習については、「実習人員と実習指導者数の対比は関係なく、臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる」とある。見学実習については、特別支援教育、就業支援の分野の見学も必要だと考えるが、理学療法士や作業療法士が常勤しているところは少ない。学校養成施設の専任教員が見学場面を訪問しコーディネートすることで実習指導者とみなすことは可能か。（P. 5）

（答）

臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した理学療法士あるいは作業療法士が常勤していない場合には、学校養成施設の専任教員が学生を引率して見学実習の指導を行うことで見学実習とみなすことができる。

問VI-17 大学・大学院にて教育に関する科目を4単位履修し卒業・修了した者は臨床実習指導者になれるのか。（P. 5）

（答）

ガイドラインの8（1）に示す者以外は認められない。

問Ⅵ-18 臨床実習指導者は免許を受けた後5年以上業務に従事した者であるが、産休、育休取得者、時短勤務者、非常勤・パート・アルバイト勤務者はどのように考えればよいか。また業務には、例えば行政における介護予防や、理学療法・作業療法関連企業における機器開発等も含まれるのか。(P. 5)

(答)

臨床実習指導者は、常勤換算で5年以上業務に従事した者であること。業務は、理学療法又は作業療法に関する業務であれば、行政における介護予防や、理学療法・作業療法関連企業における勤務なども含まれる。

○ 主たる臨床実習施設について

問Ⅵ-19 養成施設は、主たる実習施設を複数置いても良いか (P. 5)

(答)

要件を満たしていれば、複数の主たる実習施設を置くことは差し支えない。

問Ⅵ-20 臨床実習施設は、複数の養成施設の主たる実習施設を併任することは認められるか。(P. 5)

(答)

臨床実習施設が複数の養成施設の主たる臨床実習施設を併任することは原則としては認めない。ただし、十分な規模を持つ病院等であって、主たる実習施設の要件(養成施設ごとに臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように計画され、臨床実習を行うのに必要な設備や図書等が不足することなく、複数の症例を経験することや診療参加型の臨床実習を行うこと等が出来る)を満たし、主たる実習施設の目的を十分に達成できる場合はこの限りではない。

問Ⅵ-21 主たる実習施設は、「養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること」となっているが、同等の連携の内容に何か指標はあるか。(P. 5)

(答)

同等の連携の内容に明確な指標の定めはないが、ガイドラインの8実習施設に関する事項のうち、(4)イ～キ、(7)～(10)を満たし、専任教員が主たる実習施設の臨床に携わることで臨床実習指導者との連携を密に図ることや、専任教員と臨床実習指導者が連携して早期見学実習を実施すること等、学校養成施設や臨床実習施設における教育の質の向上に資するような連携体制を想定している。

問Ⅵ-22 主たる実習施設は、原則として養成施設に近接していることとあるが、近接の基準はあるか。また、近接していれば都道府県をまたいで良いか。(P. 6)

(答)

地域により様々な状況があることから明確な基準は設けないが、養成施設の実習調整者と、主たる実習施設の臨床実習指導代表者(厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者等)が教育計画の策定等で十分な連携をすることが出来、また学生が見学実習等を早期かつ頻繁に実施することが出来るなど、主たる実習施設としてその目的を達成できる距離であること。近接していれば、都道府県をまたぐことは差し支えない。

問Ⅵ-23 主たる実習施設の要件について、「臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること」としているが、同等以上の知識及び経験に、何か指標はあるか。(P. 6)

(答)

臨床実習指導者の要件を満たす者で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第5号および第3条第1項第4号に該当する者とする。

● 主たる臨床実習施設について

問VI-24 主たる実習施設（養成校に附属している実習施設以外）と養成施設は、どのような契約内容にすればよいか。また、契約書の様式等はあるか。（P. 5）

（答）

契約書の様式等は特に定めていない。

問VI-25 ガイドライン8実習施設に関する事項（4）キ、において「専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者」とあり、平成30年10月作成のQ&A VI-12に「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第1項第5号および第3条第1項第4号に該当する者」との回答があるが、これ以外にあるか。（P. 6）

（答）

現在は専任教員ではないが、過去に厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了し、専任教員を通算5年以上経験した者は、「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とすることが出来る。

○ 実習施設について

問VI-26 ガイドラインにおいて、「臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましい。」となっているが、この要件は主たる臨床実習施設が対象であってその他の一般の実習施設は該当しない解釈でよいのか。（P. 6）

（答）

これらの設備は実習生の学修環境を考慮したものであり、すべての臨床実習施設で備えていることが望ましいとしている。さらに休憩室は、実習生が一定時間リラックスできるような環境に配慮することが望ましい。尚、主たる実習施設においては、これらの他に討議室等が要件として加えてあるので、ご留意頂きたい。

○ 臨床実習において学生が実施できる行為について

問Ⅵ-27 事前に養成施設と臨床実習施設において侵襲性がそれほど高くないと判断した行為に関しては、第2回 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会（資料）、臨床実習における学生が実施可能な基本技術の水準（案）がその指針となるのか。（報告書）

（答）

臨床実習において学生が実施できる行為については、「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書」において、「あらかじめ患者の同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において心身の侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。」としているが、第2回検討会資料「臨床実習における学生が実施可能な基本技術の水準（案）」を指針として定めてはいない。

問Ⅵ-28 臨床実習において学生が実施できる行為について「上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。」とされているが、これは改めて実習施設側で実技確認をする必要があるのか。（報告書）

（答）

必ずしも臨床実習施設において改めて実技試験を行う必要はない。ただし、養成施設における臨床実習前評価の結果を踏まえ、その学生が備えている知識・技能・態度を向上させるための臨床実習指導を行い、改めて実習施設側で実技試験を実施して学生が実施できる行為について判断することは推奨される。

● 臨床実習の構成について

問Ⅵ-29 「臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習を構成すること。」とされているが、その構成割合如何。(P. 6)

(答)

臨床実習の構成割合について特に定めはない。ただし、ガイドラインの3(6)において、養成施設は臨床実習全体の計画の作成等を行う者(実習調整者)として専任教員から1名以上配置することとしており、臨床実習の構成割合については各学校養成施設において適切に判断することから、実習調整者等は指定規則改正の趣旨に照らし、適切に運用する必要があること。

例えば、見学実習が多く、総合臨床実習が少ない計画の作成を行うこと等は改正の趣旨に反するものであるので留意願いたい。

<参考>

改正の趣旨

高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築等により、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が大きく変化してきており、また、理学療法士及び作業療法士の学校養成施設のカリキュラムについて、臨床実習の実施方法や評定方法が各養成施設で様々である実態を踏まえ、臨床実習の在り方の見直しをはじめ質の向上が求められている。

理学療法士及び作業療法士の養成において、本省令案は、こうした状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い理学療法士及び作業療法士を養成する仕組みを維持・発展させるため、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第14条の規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)に定める教育内容や専任教員の要件等を改正するものである。